

第十六回 農業災害補償法の一部を改正する法律案両院協議会会議録第一号

昭和二十八年七月二十三日(木曜日)午前十時四十分開会

昭和二十八年七月二十一日衆議院議長において協議委員を左の通り指名した。

坪川 信三君 渡邊 良夫君
平野 三郎君 足立 篤郎君
金子與重郎君 吉川 久衛君
足立 篤郎君 正木 清君
川俣 清吉君 安藤 覺君
七月二十二日互選の結果、正副議長を左の通り選定した。

議長 坪川 信三君
副議長 吉川 久衛君
昭和二十八年七月二十二日参議院議長において協議委員を左の通り指名した。

佐藤清一郎君 関根 久蔵君
寺尾 豊君 宮本 邦彦君
片柳 眞吉君 河野 謙三君
清澤 俊英君 白井 勇君
戸叶 武君 松浦 定義君
同日互選の結果、正副議長を左の通り選定した。

出席委員

議長 坪川 信三君
副議長 吉川 久衛君
渡邊 良夫君 平野 三郎君
足立 篤郎君 金子與重郎君
足立 篤郎君 正木 清君
川俣 清吉君 安藤 覺君

参議院側

議長 片柳 眞吉君
副議長 宮本 邦彦君
佐藤清一郎君 関根 久蔵君
寺尾 豊君 河野 謙三君
清澤 俊英君 白井 勇君
戸叶 武君 松浦 定義君
委員外出席者
衆議院事務局側
参事(委員長) 山崎 高君
常任委員 岩田 博君
会専門員 藤井 信君

衆議院側

議長(片柳眞吉君) 抽籤によりまして、私が今日の両院協議会の議長を勤めることに相成りました。どうぞよろしくお願いいたします。
なお衆議院の両院協議委員長には坪川信三君、副議長には吉川久衛君、参議院の両院協議委員長には不肖私、副議長には宮本邦彦君がそれぞれ、当選いたしましたので、この際御報告申し上げます。

会 議

「抽籤により片柳眞吉君議長席に着く」
議長(片柳眞吉君) 抽籤によりまして、私が今日の両院協議会の議長を勤めることに相成りました。どうぞよろしくお願いいたします。

議 程

本日(片柳眞吉君議長)の事件
○農業災害補償法の一部を改正する法律案
衆議院側 川口 頼好君
参事(委員長) 宮坂 完孝君
常任委員 安楽城敏男君
会専門員

これより農業災害補償法の一部を改正する法律案両院協議会を開会いたします。

両院協議会は、国会法第九十七条によりまして、傍聴を許さないことになつておりますから、協議委員並びに協議会の事務をとります職員以外のかたは御退席を願います。

それでは、先ず各議院におきます議決の趣旨につきまして御説明をお願いいたします。御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
議長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。

それでは先ず衆議院側から御説明をお願いいたします。
○金子與重郎君 それでは議長、の只今申されました、衆議院側がどうしてこういうふうな修正をしたかという趣旨につきまして、私から申上げ、なお衆議院のこの法律に対する小委員長であります足鹿君から補足して説明をさせていただきます。

この修正の条文的な字句の問題は別といたしまして、総括してこの修正をどうしたかという点につきまして、この前参議院の委員会、私が委員のかた、からの御質問にお答え申上げたように、この法律の役員の責任であるとか、或いは罰則規定のようなのを、総括しての考え方でありまして、この条文を一つ一つ検討して見ますと、いろいろの論議さるべき点が多々あるように見受けられ、又一方、こ

の法律と一緒に含まれておりますいわゆるこの春の凍霜害で、当初この法律の中に入つておりました藁の問題、麦の問題を臨時処置として取上げましたので、現実的には残つておる藁の問題だけが差当つて必要であるということが一つ、もう一つにはこの修正しました箇所は、もと／＼この農業災害補償法そのものに対する根本的な一つの案を研究する際に取上げようじゃないかと、従つてそういう問題を法的な補正を今しておつても、もと／＼農業災害補償法に對しては、もはや二三年前からいろいろの問題点が取上げられておりました、農業災害補償五十年計画を見て、この辺で一度根本的に組替える時期に来ておるんだと。そこで小委員会も作つてあることであるからして、これらの問題は挙げて今後の問題として一応おこうというふうなことで、これを除いた部分を別にいたしました。これを例へば今削除した法文をどう文を例へば今削除した法文をどう生かすかという点で研究いたすとして、一条々ごとく／＼検討がなされたのでありますけれども、それをずつと検討した結果、これを今ここで取上げてどうするかということよりも、むしろ小委員会が根本問題と一緒に検討してもらつたほうがいいのではないかと、これを一応削除しておいた方がいい次第であります。従つて今日の両院協議会に至るまでの衆議院の考え方いたしましたも、皆さ

ま参議院のほうの今の農業の実情に鑑みたときに、たとえそれまでの半年といえども、一年といえども、こういうふうな法律はあつたほうがいいじゃないかという、非常に筋の素直な考え方というのに対して、私もよくわかりましたが、衆議院といたしましては、当時その方針、農業災害補償法に対する態度も、それに対する小委員会を作つたあとの問題でありましたので、そういう経過を踏んで今日に至つて参議院に至る間におきまして、そのことは参議院のほうで、たとえどれだけの期間であつても、あつたほうがいいのだという素直な考えに對しては、私もよく承し得る点があるのではありませんが、もう一つは、衆議院がそういうふうな段階に来ておるということ、今日の委員会でもよく皆さまでがたに申上げ、そして話合つたらどうだろうと、こういう考え方、両院協議会に至つた次第であります。簡単であります、私は一条々について触れませんが、全体の考え方がさうであるということをお申上げたのであります。

○足鹿君 今金子委員から御説明があつたのであります、これに關連しまして、衆議院が農業災害補償法の根本的な改正の問題をめぐつて非常に努力しておる実情を申上げて私どもの意のあるところを御了承願いたいと思つてあります。

只今も金子委員のお話の中にもありましたように、劈頭この一部改正案が提案されますと同時に、衆議院農林

のみたときに、たとえそれまでの半年といえども、一年といえども、こういうふうな法律はあつたほうがいいじゃないかという、非常に筋の素直な考え方というのに対して、私もよくわかりましたが、衆議院といたしましては、当時その方針、農業災害補償法に対する態度も、それに対する小委員会を作つたあとの問題でありましたので、そういう経過を踏んで今日に至つて参議院に至る間におきまして、そのことは参議院のほうで、たとえどれだけの期間であつても、あつたほうがいいのだという素直な考えに對しては、私もよく承し得る点があるのではありませんが、もう一つは、衆議院がそういうふうな段階に来ておるということ、今日の委員会でもよく皆さまでがたに申上げ、そして話合つたらどうだろうと、こういう考え方、両院協議会に至つた次第であります。簡単であります、私は一条々について触れませんが、全体の考え方がさうであるということをお申上げたのであります。

○足鹿君 今金子委員から御説明があつたのであります、これに關連しまして、衆議院が農業災害補償法の根本的な改正の問題をめぐつて非常に努力しておる実情を申上げて私どもの意のあるところを御了承願いたいと思つてあります。

只今も金子委員のお話の中にもありましたように、劈頭この一部改正案が提案されますと同時に、衆議院農林

のみたときに、たとえそれまでの半年といえども、一年といえども、こういうふうな法律はあつたほうがいいじゃないかという、非常に筋の素直な考え方というのに対して、私もよくわかりましたが、衆議院といたしましては、当時その方針、農業災害補償法に対する態度も、それに対する小委員会を作つたあとの問題でありましたので、そういう経過を踏んで今日に至つて参議院に至る間におきまして、そのことは参議院のほうで、たとえどれだけの期間であつても、あつたほうがいいのだという素直な考えに對しては、私もよく承し得る点があるのではありませんが、もう一つは、衆議院がそういうふうな段階に来ておるということ、今日の委員会でもよく皆さまでがたに申上げ、そして話合つたらどうだろうと、こういう考え方、両院協議会に至つた次第であります。簡単であります、私は一条々について触れませんが、全体の考え方がさうであるということをお申上げたのであります。

○足鹿君 今金子委員から御説明があつたのであります、これに關連しまして、衆議院が農業災害補償法の根本的な改正の問題をめぐつて非常に努力しておる実情を申上げて私どもの意のあるところを御了承願いたいと思つてあります。

只今も金子委員のお話の中にもありましたように、劈頭この一部改正案が提案されますと同時に、衆議院農林

のみたときに、たとえそれまでの半年といえども、一年といえども、こういうふうな法律はあつたほうがいいじゃないかという、非常に筋の素直な考え方というのに対して、私もよくわかりましたが、衆議院といたしましては、当時その方針、農業災害補償法に対する態度も、それに対する小委員会を作つたあとの問題でありましたので、そういう経過を踏んで今日に至つて参議院に至る間におきまして、そのことは参議院のほうで、たとえどれだけの期間であつても、あつたほうがいいのだという素直な考えに對しては、私もよく承し得る点があるのではありませんが、もう一つは、衆議院がそういうふうな段階に来ておるということ、今日の委員会でもよく皆さまでがたに申上げ、そして話合つたらどうだろうと、こういう考え方、両院協議会に至つた次第であります。簡単であります、私は一条々について触れませんが、全体の考え方がさうであるということをお申上げたのであります。

委員会としては小委員会を作りまして、現在家畜共済の問題をも含めて前後八回の小委員会を開いて、真に抜本的な改正の問題と、当面しておる家畜共済の臨時特例の法案に審議を進めておるわけでありまして。たゞ今問題になつておりますこの問題につきましても、ただこれのみを取上げることなく、農業災害補償制度に関する基本問題の中の一項として問題を取上げ検討に入りつゝあるところでありまして、大体先国会の末期にも衆議院は小委員会を持ちまして、農業共済制度の根本について審議をした先例もありまして、それらの従来からの経緯を引継いで今回も又小委員会を作つてやつておるわけでありまして。現在問題になつておる監督規定、或いは役員責任の明確化等、条文そのものとして見れば別にそれがとかく言われる筋絡のものではありません。併し現在農業災害補償制度そのものについてはどうもたる非難が湧き上つておる。ただ一部を若干これは手入れをするということだけでは済まされない重大な段階に到達しておるのではないかと、そういう点で衆議院としては部分的な修正は、本年の水稲の共済開始を直前に控えておるの、あの一部改正案に対しては意見があるが、万止むを得ない、今年の水稲をそのまま放置しておくわけに行かないし、一応これを取上げて通しはするが、併し根本的な問題については十分検討しようという態度をとつておるのであります。併し今まで衆議院においても農林委員会の小委員会もたくさんできましたが、前後八回に亘つて小委員会を持つということは先例も余りないやうでありまして、まだ結論に達し

ておりませんが、これは委員長にも了解を得まして、若し必要があるならば、本国会中に結論に達しない場合には、継続審査等の措置をとつてこの問題については答えを出そう。それについては農林省側も本年の十二月頃までであれば、来年度の予算にも関連のあることだし、でき得る限り結論を出してもらいたい、こういう態度も示しております。我々の現在の考え方としては今年の麦には適用できるような法案の改正というよりは、来年度の予算との関連も考へて、昭和二十九年の水稲を対象として、如何ようなものができるか知りませんが、少くとも災害補償法の根本的な問題を解決して実施ができるように計りたい、こういう気持で非常に関心各委員の人にも御精勵を願つておるような状態でありまして、そういう経過を踏んでおるといふことを一つ衆議院の皆さまがたにもこの際御了解を願つておきたい。余り補足にもならないでしょうが、大体の経緯を申し上げたのであります。

○議長(片柳真吉君) では衆議院のほうから。

○宮本邦彦君 衆議院の修正の理由を簡単に御説明申し上げます。参議院の先ず修正点についてであります。これはもうすでに御存じのことと思ひますけれども、念のため申し上げます。衆議院の削除修正に對して第三十二條の二の役員忠実義務、組合に對する役員連帯責任、第三者に對する役員連帯責任、この問題と、それから第八十條の行政庁の役員改選命令、行政庁の役員解任権、それから第百十一條の家畜共済の義務加

入に關する特別議決の三つの規定を復活修正いたしましたのでございます。政府は今回農業災害補償法の改正を企てまして、この国会に提案、そして改正事項の一つとして、農業共済団体の運営について農業災害補償制度の一環としての特殊な性格に鑑みまして、公益的見地からの適正な監督を行はしめることにしたいという意向を以てこのために必要な規定を新たに設けることにいたしましたのであります。こういう改正に對しまして、衆議院では衆議院農林委員会においての御意向もございましたので、参議院の農林委員会でも衆議院のほうから代表としてお願いしまして、丁度金子與重郎君がおいで下すつたのですが、その御説明によりまして、農業災害補償法については抜本的な改正を行ふ必要がある、この際必要は最小限度の規模の改正でやるのがいいんだという御趣旨の説明があつたわけなのであります。従ひまして、役員責任の明確化に關する規定を削除修正した、かような話でございまして、この抜本的な改正の問題については、この審議いたしましたのでございまして、相当地難であるということも実は皆の意見として相当地論議されたのでございまして、政府がこの際新たに規定を設けて、共済団体の役員責任を明確にすることを立法いたしましたのでございまして、抜本的な改正が直ちに間に合わないとするならば、その期間を空白にしておくことは誠に不合理じやないか、又考へ方によれば非常に無責任と言わなければならぬ

のじやないか、なお農民の間には共済団体及びその役員の方等について今日とかくの批判を耳にするのでありまして、かかる状態の下において、たとえ抜本的改正のときまでと言つても、国会が政府の原案から共済団体の役員責任の明確化に關する規定を削除するときは、農民の間に誤解を生ずるので、かような次第でありますから、この際衆議院の修正を、改めて農業共済団体の役員責任の明確化に關して特に共済団体の特殊な性格に鑑みまして、少くとも政府原案通りの規定にすべきであるというのが本修正をいたしました理由でございまして。なお、役員責任の明確化及び監督の強化については、これをもつと強化すべきであるとの強い主張があるのであります。併し、これが具体的なことは更に検討の上他日に譲ることとしたしまして、今回は最小限度政府案によることとしたものであります。

更に今回参議院で復活修正いたしました規定に關する他の立法例は、商法、中小企業等協同組合法、商品取引法等も多くあるものであります。又今国会に政府から土地改良法の一部を改正する法律案が出されておる、衆議院農林委員会においては近々政府原案の通り可決せられるような御意向のようになつております。で本改正法律案第百三十四條、違反行為に對する措置でございまして、新しく今問題となつて行政庁の土地改良区役員改選命令及び行政庁の土地改良区役員解任権の規定が追加せられておるのであります。これ、これ勘案いたしますとき、殊更に共済団体についてのみ近く抜本的改正を行わなければならないという理由だけで以てこの種の規定を削除せんとせられるのは、ちよつと了解に苦しむところでございます。併し、参議院におけるこの修正の理由の主要は右のようなものでございまして、まあどうぞ一つ御了承を願ひたいと思ひます。

○議長(片柳真吉君) 而院からの説明はこれで終りました。補足の説明を願ひます。

○川俣清吉君 私金子君並びに宮本君からの説明に更に補足したいと思ひます。

この災害補償法を改正せよという要望は、前国会において強く農林委員会において要望された点でありまして、當時災害補償法の改正が根本的にし直せという要望をいたしておつたわけでありまして。ところがその要望に應へないで、あたかも政府の責任を共済団体の役員に轉正を以て一般農民にゆゑようとしたような修正を以て御了解しようとする態度については、私も解できないという態度がこの修正案になつて現れたというように我々は了解いたしました。従つて以前からありましたか、そういう監督規定がわからぬに削除したのではなくて、新しく改正しようとする意図であります。ならば、今日の農民の要望されておる点を十分改正して、それに適合するやうな監督規定が現れて来るのであれば、これは又一つの筋が通ると思ふのであります。ところが今の非難を、これは共済団体の役員責任である、又監督が十分であるから非難が出ておるのだ、こういうような考へ方でこの改正案を出したところに、政府に一点

う。私はそういうことは質したんです。

○川俣清音君 それで十五国会において、衆議院の農林委員会が根本的改正をなすべしという意見が大勢を占めて、そしてそこでこの法案が、前にも出された法案というものが握りつぶしになつてゐる。抜本的改正をやらないう場合においては部分的改正はやらない、こういう態度で十五国会において臨んでおつたのです。ところが十六国会になつてから凍害の問題が起きて、どうしても部分的な改正をしなれば処理できないという結果になつたから、止むを得ず根本解決を待たないで、これを衆議院に送られたと、こういうことになるのです。そこで先ほどから繰返して言うように、抜本的解決を次の国会までに持つて来いという要望に應えずこれを待つて来たというところに問題があると、こういうふうに思う、だからもう一度お考えおき願いたい、こういうことです。

○戸叶武君 川俣さんの説明で、とにかく衆議院と政府との間のいきさつというものはよく私たちがわかります。併しこれは問題は農業共済に対する関心というものは農民一般が持つてゐるのです。国会と政府の間におけるそういういきさつがあつたとしても、今日農業共済に対する非難は一般農民の中から出てゐるんです。私はこれがために八カ所ばかりの村を対象にしてずつと座談会をやつて参りました。非難がどうあるものがあるのです。特にこれは農民自身というものの非難は今の共済組合の幹部に向けられてゐます。併しこの農業共済の根本的欠陥というものは今までの制度にあるのです。政府

の責任というものは一番大きいのです。併しそれと同時に、農業共済の今までの幹部というものも随分過ちを犯してゐます。若しこの規定を削除したときに、一般農民がどういふような感じを持つてしよう。今全国を洗つて御覧なさい。農業共済関係で埃の出ないところはないと思ふので、現実において農業共済会館なんというものが建てられてゐるのは、二、三百万のものは大抵五百万ぐらいにやられてゐるのです。その資料というものはどこでも大抵持つてゐます。これは人件費その他が足りないから、運営の点から言つていろいろ苦難から私は無理もあると思ふますが、そういう意味においてこの農業共済制度を強化するならば、抜本的改正をやつて行くこの過程において欠をあげてしまつて、全然理事者に対する責任の追及を消してしまふなどということになれば、何らかの手が入つてそこを削除するということの印象だけしか私は残らないと思ふのです。それは政府と国会、衆議院をめぐるところのいきさつがどういふであつたという説明をしたとしても、農民自体は納得しないと思ふのです。従つてそういう意味において、やはりこれだけの注意的な抜本的改正を行つたための一時的な修正としても、これだけのものをとにかく削つてしまつたというものは、政府に対する一つのお灸にはなるかも知れないけれども、一般農民としては一部非常に不満なものを感じてゐると思ふますから、その点を御考慮願ひたいと思ふのです。

○清澤俊英君 政府がやるべきことをやらないうで残して置くということは、これは僕らのほうでも大分問題になつて、それは突くだけ突いたのだ。それで結局あなたの言われる通りなんです。ところがちよつと問題になるところは、結局この法案を修正して、あなたが修正されたことについて法案を出したならば、その農業共済というのに対して責任が持つてゐるか持つてゐないかという責任なんです、そういう責任は持つてません。持つてませんといふならば、取つて元通りの悪いものをそつくり出して、何も私は力がないのだからということで責任の転嫁を前の法律で残されたら、これも考えものだ、これで責任が持つてゐるか、これは持つてませんと言ふのだ。それがあれば持つてゐる。だからそういうふうな政治責任の点も相当考慮に入れて、あなたのところは逆の点を言つてゐる点があるのだ、その点を御考慮願ひたい。それは決してそのまま問題にしないのではない。その結論として責任問題が出て来ている。それがなければ持つてない。それがあれば持つてゐる。こういうこともここに出て来たので、持つてゐるに暫定的に本改正をする。暫定的の間でも一方では農民にゆえ、一方は政府に責任を持つてもらう、こういうことにならなうではないかと思ふ。実はそういう結論に立つてゐるので、だから同じことなんです。

○川俣清音君 ただ先に衆議院に出されたと同じような考え方では修正して来たのですから、前からその点を我々が修正したのではなくて、こういう改正案として持つて来たのです。要望に應えるのにこういう修正案でやつて来た。政府が修正する、改正してしまふことが必要だという改正はした。それだからそういう改正をやつて来る

ならもつと細かく改正をやつて来いという出方をしたという点で、衆議院が衆議院で修正したために、これはあつたのを削るといふのはおかしいじやないかという問題が出て来たと思ふのです。

もう一つ戸叶委員の言われるように、農民の間から共済組合のあり方、共済制度に対して非常な非難の起つてゐることは事実です。又我々も非常にこれは多く聞かされてゐるのであります。併しながらこれらの問題をよく分析してみると、農民の気持はこれはやはり変態的な災害で、政府が或る程度見るのが本当だといふ考えからして、それを十分に見させないのは役員のやり方が悪いからだといふ農民もある。そうすれば問題の根本は、やはり根本改正をして應えるのでなければならぬ。勿論それと同時に当然国の何が行われるのであるからして、これに伴う監督規定が生れて来ることは、これは裏腹の関係で絶対必要だと思ふのです。

○足鹿龍君 例えは今の戸叶さんのお話は私はよくわかるのです。併し二つ問題がある。それは制度自体もよくないし、組合の運営上においても遺憾な点がたくさんあるという点ですね。ところがこの改正案のどこにも政府自体が誤つておるといふ点をみずから直して書いておる事項が一つもない、こういうことでこの共済団体、共済の運営が健全になり、且つ農民の要望に副ひ得るようになるかどうかということについてみまうといふと、これはほんの気休め程度のものです。第一さつきも河野さんが青森事件といふことを言われたが、青森事件は新聞が伝えるとこ

ろによると、あれは政府の役人が現地へ来て、そしてその役人の何と言いますか、恩恵的なものをひけらかせて、そしてその幹部と非常に何と言うか、懐応を受けたらどうかといふようなことを新聞が書いておつた。そうすると、いわゆる問題の発生して来る根本といふものは組合の運営にもまづいところもあるのだが、いわゆる政府の事務費の補助であるとか、いろいろ面倒な損害の評価の問題をめぐつてその責任の側にある政府自体が大いに反省し、出直して行かなければならぬことが根本なんです。ところがその点については一つも触れてゐない、てんでこんなことはどこにもあると……

とにかく今川俣君が言われるように、組合の役員等に全部しわを寄せて来て、自分たちは涼しいところに逃げておる。そういう態度が我々としては、今この程度のもをそんな短期間やつてみたところでとても農民の要望に副ひ得ない。問題は政府自身が率直に過去を振り返つて出直して行かなければならぬ。そのためにはやはり衆議院も幸いに根本的な意見が一致してゐるというところで、こういうものにはこたへられないで、一つ抜本的改正のために大いに協調してやつてもらいたいと思ふのです。問題はこれじや片がつかん、そういうふうには私は思ふのです。

○戸叶武君 今の青森事件の問題でも、罰則規定があることによつて初めてその官吏の、それから理事者の責任を追及できるのだと思ふ。そういうものがなければどういふものがあるやむやに今までも同じようにされると思ふ。私は農林当局なりに対する追及の手を

○川俣清音君 私たちはこの罰則の規定が他の刑法等によつてこれらの規定の大半のものがこれは処罰できる。なぜ今まで処罰を受けなかつたかという、問題はどこにあつたかという問題なのです。勿論個々の個人々々の不正は別です。団体としての不正と農民か

なくて行かなかつた場合、誰がそれに対して責任を持つか、役員の怠慢か、政府の怠慢かということが出て来るのですね。だから若しこれを入れるならばです。調査が合つた場合には必ず政府もその申請を認めなければならぬといふような規定を入れておかなければならぬ。「その任務を怠つたときは、」云々といふようなことはこれは私ではできない。却つて弊弊が起つて来るのぢやないか。或いはその後段の「悪意又は重大な過失があつたとき」なんといふのは、この規定は当然だと思ふのです。併しこれに入れべきものか、又は刑法で処罰を受けべきものかといふことについては、これはもう一度考慮する余地があると思ひますけれども、これは当然な面だと思ふのです。前の「役員がその任務を怠つたとき」、これは任務を本当にやられて、一番困るのは政府ですよ。

○河野謙三君 問題は結局先ほど申し上げたように、あなたのほうではこういうものを政府の原案を生かして行けば、我々の申すところの抜本的改正に政府の言訳としてこれを使われると、抜本的改正そのものに對して非常に戸惑う、こういうことなんです。だから果して抜本的改正を急ぐためには現在出ているこういうものを削つたほうがいいと、こういうことなんです。金子さんね、そういうような点を議会で指摘されると、それをその都度少しずつ言訳することをやつて、政府は少しも根本的問題に触れようとしてない、そこに非常に問題があるのですよ。今度のやつはそれですね、あなたのほうだつて抜本的改正は同じなんだ、政府も抜本的改正をやるというの

石を積み上げて、そうして砂利を入れて穴を埋めて行くというよりなこと。今懸命に行われているのが共済に対する考え方であり、現われ方である。一すからこの法文を入れるのがいいか悪いかわからない、そんな意見になりますと、一応私も入れたつて邪魔にならないのじやないか、置いたつていいのじやないかと、こういう理窟は一応わかるのでございますけれども併しこの問題は昨日や今日に始まつた問題ではなくて、政府はこんなに問題を起しておいてから、今さら役員の責任規定を入れるということは、言ひ換えるならば馬鹿な話ですわ。そういふふうな考え方が若しもこういうことを契機にして根本的に入るならば、それは正直なことを申上げますと、この問題に対して一条々に対する掘り下げをしてそして今のものを一つ／＼検討するのでなければ、とにかくこういふものを、去年出ましたときもこういふ弛緩的なものはやらないということです。前国会で過ぎた経緯もあつたものですから、繰返して申上げてくだいのです。けれども、あそこの役所全体の空気がそんなつてゐる。今出ています家畜のほうもだから参議院のほうへ廻つて参りますけれども、その法律の行き方を見てもただ積み上げて行くのではないか。という考え方が……。

○河野謙三君　それは私は集団根柢と思うのですが、少しいじめてやるとか、意地悪してやるとかというふうな動きがある。そうじやなくて、やはり立法府なんだから、若しどうしてもやれというなら今小委員会もできてゐるから、こちらで法案をまとめて、それから政府にやらせればいいのだから、ま

あ具体的には非常に困難でしようが、我々が専門員と共同してやるといふのは、具体的にやるのは困難ですが、そこで政府で聞いたなら、政府でも今度はやると言っておるのだから、お灸を据えてやれというやうな、お灸を据えてというやうな観念の扱いはよくないと思う。

○川俣清音君 ではお尋ねいたしますけれども、私はこの中に純然たる違法上の行為の起つた場合と、實際上その不可能な場合の規定と二つあると思うのです。それで参議院側の議長にお尋ねするのですが、例えば三十二条の二の後段のほうですね、法律上のいわゆる「悪意又は重大な過失」の場合の損害賠償及び虚偽の行為というやうなことについてはこれはまあ了解しますが、前段の分ですね、「定款及び総会の議決を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならぬ。」というところはこれはどうなんですか。現実に行行できるのだというふうに参加院はお考えになつていますかどう

○戸叶武君 やはりそれはなか／＼困難だということでは常識的にわかるのですよ。

○川俣清音君 いや、これは議長からお聞きしたいのです。

○議長(片柳眞吉君) 三十二条です

○川俣清音君 三十二条の「総会の議決を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならぬ。」という規定なんですね。

○議長(片柳眞吉君) これはさつき宮本さんから御説明申し上げましたが、大體他の立法例もあることをごさいます

し、これは農林省の査定については、或いは又この三十二条二の「組合のため忠実にその職務を遂行しなければならぬ。」という、そういう規定は私はどうもそう大した不当な規定ではない、他の法律の規定から見まして、これは当然必要であつて、第二項以下は削除するということとは特に私は必要ないのじやないかと判断いたしております。

○川俣清音君 こういふことが実行されることを考えになつておるかどうかと、こゝろをいふことなんです。實際御承知だろふと思ひますけれども、災害があつた場合には査定委員会が開かれて、これが総会の議決となつて申請されて来ます。査定委員会が開かれてその査定を総会が全部認めるか、或いはそれを修正するかは別にしまして、総会が議決をして、それを申請して来ます。その申請はいつだつてこの組合に對してもその申請通り共済金が行つた試しは一つもないだろふと思ひます。問題は別なところにあるのです。この規定を入れることではない。だから私の言つてゐることは、この規定が決して悪いとは思ひません。これを入れるならば、裏付けをしてやらないでこの規定だけを入れては不当じやないか、こゝろのことなんです。あとのほうの問題はいいですよ。あとの処罰の問題はいいですよ。不正な行為があつた場合これは当然ですよ。ただ刑法上もこれはあると思ひますから、私を入れることもいいと思ひます。實際から言つて、総会の議決をこれは全く善意に河野さんがやろふと、戸叶さんがやろふと、この議決によつてやろふとすれば、これは全部取らなければならん結果になつておると思ひます。

○戸叶武君 それは問題が起きたときに、所定のものが常識的にそういう問題に對して役員が罰則規定で問題になるのは、甚しい問題のときにそれを黙認できないから罰則規定があるもので、これは法律の技術といたしまして……

○川俣清音君 罰則規定は私は認め

○戸叶武君 それでは話は別でし

○川俣清音君 罰則規定は批判しな

○戸叶武君 それはおかしい。

○河野謙三君 要するにそれは今のお話になつてゐることは、これは農業共済制度そのものの批判になつて来るのだ。その批判はいろいろやつた結果お互いに抜本的にやろふということになつたんだから、そうじやなくて、この両院協議会の仕事は、要するに罰則規定を削るか、活かすかという問題なんだから、それだけで一つ話を進めて頂きたい。

○足立憲郎君 今の川俣君はいろいろ考え違ひの点もあるかと思ひますので、私共済をやつておられますので御説明申し上げてみたいと思ひます。総会の決議に従つて評価をするということは事実です。町村の評価そのものが総会の決議を経て農林省に上つて来るものではない。ですから総会の決議によつて評価委員を組合長が任命し、その評価委員の決定によつて各町村の評価といふものがなされる、それは未確定なものなんです。未確定の状態では農林省まで上つて来る。農林省が法令、法律に基いて行政処分で査定をされるわけなんです。それが又下へ下つて来ます。そこで変更されるから農民の意思

というものが無視されるからけしからんといふことは、これは別な問題です。それを明らかにしておきます。川俣君の言う、必ずしも総会の決議が現状に當て合っているのだといふことはなりませんが、そこは私はこの法文通り、一応共済団体の役員に責任を持たしてやらうと思ひます。

○議長(片柳眞吉君) それでは懇談をやつたら如何でしょう。

○議長(片柳眞吉君) 懇談に入りま

午後零時十二分懇談会を終る。

○議長(片柳眞吉君) 懇談を閉じま

○坪川信三君 この際議事進行につきましてちよつと発言を求めますが、只今までの参議院側のお立場から申出られてゐる御意見等につきましては、我々もいろいろな角度から了承はいたしますけれども、衆議院側といたしまして直ちにこれに應ずるか、或いは如何なる立場で妥協するかというやうな問題につきまして、もう少し時間をかけて頂きまして、慎重に協議いたしたいと思ひますから、本日はこの程度で散会を願ひまして、我々衆議院の立場といたしまして、明日九時に集まりまして協議をいたしまして、そうして十時に協議会をお開きになつて、更に議事を進行して頂くならば幸いであると思ひますが、参議院側の御了承を願ひたいと思ひます。

○議長(片柳眞吉君) 只今の坪川君の御意見に御異議ありませんか。

○議長(片柳眞吉君) 只今の坪川君の御意見に御異議ありませんか。

○議長(片柳眞吉君) 只今の坪川君の御意見に御異議ありませんか。

○議長(片柳眞吉君) 只今の坪川君の御意見に御異議ありませんか。

○議長(片柳眞吉君) それでは本日はこれで散会いたしまして、明日午前十時から開会いたします。

午後零時十三分散会